

特記仕様書

1. 工事名称
桜井浄水場法面对策及び場内道路整備工事

2. 施工場所
奈良県桜井市初瀬（桜井浄水場）

3. 工事完成期限
平成21年11月30日

4. 工事概要
本工事は、原水池東側法面对策及び旧排水処理棟南側場内道路整備工事は桜井浄水場施設の基盤整備の一環として、行うものである。

工事概要

原水池東側法面对策工

モルタル吹き付け $A=3,249 \text{ m}^2$

CB圧入 $V=74 \text{ m}^3$

ロックボルト $N=493 \text{ 本}$

場内道路整備工

盛土工 $V=509 \text{ m}^3$

プレキャストボックスカルバート $L=51 \text{ m}$

アスファルト舗装 $A=975 \text{ m}^2$

5. 総則

1) 本仕様書に記載されていない事項については、別紙工事請負契約書、設計図書、土木工事一般仕様書等によるものとする。

なお、上記仕様書等に記載されていない必要な事項及び質疑が生じた場合には、「指示書」で確認する。「指示書」は土木工事監督指針に基づく監督行為を書面により明確に示し、発注者と請負者が確認するものである。また、「指示書」は2通作成し、双方が持ち保管する。

2) 本工事は、請負者の責任施工とする。したがって、請負者は経験と技術、施工能力を十分駆使することはもちろん、作業の安全を守ることについて十分配慮しなければならない。

なお、本工事の施工に際し、浄水場や一般交通及び第三者に迷惑を掛けるなど、浄水場施設その他の施設に損傷を与えた場合は、請負者の責任において解決すること。

3) 廃棄物の搬出や資材の搬入には、指定された場内経路を通行し、それ以外の道路を通行してはならない。

4) 施工実施計画

(1) 本工事は現在稼働中の浄水設備が隣接しているので、既設施設に出来る限り影響を与えないように細心の注意を払い工事を行うこと。

5) 法面对策工事

(1) 隣接する浄水設備に影響がないようにプラント設置場所の選定やモルタル吹き付け施工時に飛散防止策を講じること。

6) 場内道路整備工事

- (1) プレキャストボックスカバート施工時において外周道路の通行確保を考慮した施工順序で行う事。
- (2) 電気設備撤去復旧については既存と復旧の切り替え時は復旧配線を完了後、浄水場と切替え日時を協議決定するものとする。

以上

指 示 書 (記載例)

工 事 名	提出日とする
年 月 日	
指示者協議者氏名	請負者名
業 者 氏 名	
発注者 <input type="checkbox"/> 請負者 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/>	
して印す	
確認・承諾条件、指示事項はできるだけ短 文で明解に記入すること	
添付図 葉、その他添付図書	

発注者	所 長	主 幹	総括監督員	主任監督員	一般監督員
請負者	現場代理人	監理技術者	主任技術者		

指示書の運用について

指示書は土木工事監督指針に基づく監督行為を書面により明確に示し、発注者と請負者が確認するものである。日常的な標準使用例を（ ）で示す。

1. 報 告 (請負者 → 発注者)

着工時の路線測量等の照査報告、地下埋設立会試掘等の結果報告、沈下・騒音等調査報告等を文書として「報告」する必要があるものに適用する。

2. 確 認 (請負者 ← 発注者)

設計図書の内容に関して請負者が監督員に対して「確認」を求める場合等に適用する。例えば、①使用材料、使用工法及び調査計画等を確認する場合、但し、建築工事等の通常行う「承諾」・「指示」にも適用する。②設計変更の伴わない軽微な使用材料、使用工法の変更を確認する場合。

3. 協 議 (請負者 → 発注者)

契約図書の内容について疑義が生じた時、例えば工法の見直し、変更に関すること等で書面により発注者・請負者双方が確認し合う必要がある場合等に適用する。

4. 承 諾 (請負者 ← 発注者)

請負工事の主要な工種で工法の見直し、変更を必要とする時、請負者が監督員に対し書面で申し出を行い「承諾」として監督員が同意すること。例えば、①変更に伴い経費の増減が生じた場合。②施工計画書の承諾。③その他協議の回答。

但し、監督・副監督責任者の承認（決裁）を必要とする。

5. 指 示 (請負者 ← 発注者)

監督員が請負者に対し工事の施工上必要な事項を「指示」するとき適用する。例えば、①重要な手直しに関する事項。②現場条件・地元条件が発注以降に変化し工法等の変更を余儀なくされた場合。③事故時や設計図書に示された内容の不履行時の注意・命令する場合。

但し、監督・副監督責任者の承認（決裁）を必要とする。また、主要な工種の変更が生じる場合、金額の増減が生じる場合は変更伺いの承認後の交付となる。

※指示書は2通作成し、双方が持ち保管する。

共 通 仕 様 書

平成18年6月1日改正

第 1 項 適用範囲

1. 本仕様書は、奈良県水道局（以下本局と略す）が発注する工事全般に適用する。
2. 本仕様書に記載なき事項については、奈良県土木部「共通仕様書」、国土交通省「公共建築工事標準仕様書」（以下「国土交通省標準仕様書」という。）によるものとする。

第 2 項 用語の定義

1. 監督員とは本局の指定した総括監督員、主任監督員および一般監督員を総称している。
2. 指示とは監督員が請負者に対して監督員の権限に関する事項について、その方針などを示し、実施させることをいう。この場合、原則として書面をもって行うものとする。
3. 承諾とは契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は請負者が書面により同意することをいう。
4. 協議とは監督員が請負者との対等の立場で合議し、事案を決定することをいう。

第 3 項 提出書類

請負者は、契約後すみやかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 工事着工届
- (2) 工程表
- (3) 現場代理人および主任技術者選任届（経歴書を添付したもの）
- (4) (3) の変更届（変更の場合のみ）

第 4 項 施工計画書

請負者は、工事目的、工事内容をよく理解したうえで、すみやかに施工計画書を作成提出しなければならない。施工計画書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 組織表
- (3) 工程表
- (4) 仮設計画
- (5) 施工要領
- (6) 使用材料
- (7) その他

第 5 項 疑義の解釈

設計図書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈および本工事施工の細目について

ては、監督員の指示に従わなければならない。

第6項 関係法令等の遵守

請負者は、工事施工にあたり、工事に関する諸法規その他諸法令を遵守し、工事の円滑なる進捗を計るとともに諸法令の運営適用は、請負者の責任において行わなければならない。

第7項 関係官公庁への許認可申請

1. 工事施工のため必要な関係官公庁その他の者に対する手続きは、本局と緊密な連絡をとり請負者において迅速に処理しなければならない。これに要する費用は、請負者の負担とする。ただし、道路および河川等の占用許可申請については本局が行う。
2. 関係官公庁その他の者に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

第8項 保安および衛生

請負者は、保安および衛生について労働安全衛生法ならびに関係法規を守り、公衆に迷惑をかけてはならない。

関係法規に規定されていない事項についても本局の要求があれば必要な施設を、請負者の負担においてしなければならない。

特に次の各項については本局と連絡をとり、必要な手続きを行い請負者の負担において適切な措置を講じて本局の承諾を得なければならない。

- (1) 立入り禁止区域の設定
- (2) 道路の交通制限または禁止
- (3) 危険物の取扱い
- (4) 河川および用排水の汚染セキ止めまたは放流
- (5) 電気、水道、ガスその他重要な地下埋設物公共施設に対する移動あるいは加工
- (6) 工事の施工によって第三者に損害を与えた場合
- (7) 災害防止等のため特に必要があると認めたときの臨機の措置

第9項 関連工事との協調

請負者は、同時に施工する他業者と緊密な連絡協議をし、工事の進捗に支障のないようにしなければならない。

第10項 就業時間

就業時間は本局の勤務時間を原則とするが、工事施工の都合等でやむを得ない場合は本

局の承諾を得て変更することができる。本局が必要と認めて夜間作業を命じる場合請負者はこれに協力しなければならない。

第11項 工事詰め所等

請負者は、工事詰め所を設置するとともに、工事に必要な機械器具、材料置場等を使用設備するときは、監督員の承諾を得なければならない。

第12項 従業員

工事に従事するものは、全員本仕様書をよく承知し、細心の注意をもって作業しなければならない。

請負者はこのため必要な技術者を配置し、誠実に工事を完成しなければならない。

第13項 施設の保全

既設構造物を汚染またはこれらに損害を与えたときは、請負者の責任で復旧しなければならない。

第14項 資格を必要とする作業

資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。

第15項 工食用電力および用水

工事、検査および試験等に必要な電力、用水およびこれに用する仮設材料は請負者の負担と責任で処理しなければならない。但し、検査、試験期間は本局と調整しなければならない。

第16項 工事記録

請負者は、工事記録を請負者の負担において作成提出しなければならない。

1. 工事写真
2. 工事日報
3. 工事出来形
4. その他監督員の指示するもの

第17項 工期および設計の変更

請負者の責めと考えられない事由により工期内に工事を完成することができない場合、または設計変更を必要とする事由が生じた場合は、その都度書面を本局に提出して指示を受けなければならない。

第18項 用地

工事詰め所、工事に必要な機械器具、材料置場等は本局の承諾を得て請負者の負担にお

いて借地すること。なお、事前に耕土を取り除き使用完了後は完全に原形復旧を行い監督員の承諾を得なければならない。

第19項 工事対象物の管理義務

工事が完成し、引渡し完了迄の工事対象物の保管責任は請負者とする。

第20項 工事終了後の処理

工事が完成した時は、請負者は速やかに不要材料および仮設材を処分もしくは撤去し清掃しなければならない。

第21項 事前調査

請負者は、工事着手にさきだち現地の状況、関連工事その他について綿密な調査を行い十分状況把握のうえ工事を施工しなければならない。

第22項 施工検査

仕様書あるいは、あらかじめ監督員の指示した個所など工事段階の区切りなどには監督員の検査を受けなければ次の作業を進めてはならない。

第23項 工事検査

1. 工事の竣工検査、出来形検査、中間検査は、本局の指示する日に行い、請負者は立会いに協力しなければならない。また、検査は現場代理人が立会わなければならない。
2. 請負者は、検査に必要な資料の提出、測量、その他の処置につき検査員の指示に従わなければならない。

第24項 瑕疵調査

請負者は、工事（事業）引渡し後2年以内に本局が瑕疵調査を実施した場合、立会わなければならない。

第25項 工事の着手

工事契約締結後早期に監督員と工事について打合せを行い、現場を熟知のうえ工事に着手すること。なお、工事打合せ事項については、その都度議事録を監督員に提出すること。

第26項 承諾図書

請負者は設計図書によることができない場合は承諾図書を作成しなければならない。

第27項 試験通水時の技術員の派遣

試験通水期間中は局の指示する人数の技術員を派遣し、技術指導にあたらなければならない。

第28項 その他

この仕様に指示なき事項については、監督員の指示により、不明点を十分明確に把握して行うこと。

以 上

コンクリート中の耐久性向上特記仕様書

第1章 コンクリート中の塩化物総量規制

第1項 適用範囲

土木構造物の耐久性を確保するために、本工事で使用するコンクリートに適用する。

第2項 コンクリート中の塩化物総量規制

1. 塩化物総量の規制

- (1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）および用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物総量は、 $0.60\text{kg}/\text{m}^3$ （C I 重量）とする。
- (2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウトおよびオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物総量は、 $0.30\text{kg}/\text{m}^3$ （C I 重量）とする。
- (3) アルミナセメントを用いる場合、または電食のおそれのある場合は、試験結果等から適時定めるものとし、特に資料がない場合は、 $0.30\text{kg}/\text{m}^3$ （C I 重量）とする。

2. 現場における実施の方法

- (1) 現場でコンクリートを製造する場合、またはレデーミクストコンクリートを購入して使用する場合とも、現場に搬入されるコンクリートについては第2項3、4により測定、判定を行って使用する。
- (2) コンクリート工場製品を使用する場合
 - ① プレキャスト製品を購入して使用する場合は、製造業者に工場での管理データや製造時の検査表によって塩化物総量が規制以下であったことを報告させ、適合しているものを使用するものとし、その記録を監督員に提出するものとする。

② 検査の方法

製品受入れ検査 ----- 通常は製造時の塩分量の試験成績表または検査表の確認による。

必要に応じて購入者が製品を粉砕して全塩分量の分析試験を行って判定しても良い。

製造者の品質管理 ---- 試験は打ち込み前のフレッシュコンクリートについて行う。

試験法は生コンに準じる。頻度は1回/ロット以上、強度等の管理と同様。

注) 硬練りコンクリートでブリージング水でない場合は、試料に加水して測定し、次式で補正してもよい。(加水してよく混合する。)

$$C_w = k \cdot a \cdot W_w \cdot x / 100$$

$$a = (W_t + W_a) / W_t$$

$$W_t = (M_t * W_w) / M_c$$

C_w : フレッシュコンクリート単位容積当たりの塩化物含有量

(kg/m³ CI重量換算)

k : 測定器に表示される換算物質の違いを補正するための係数

(CIでは1.00, NaClでは0.607)

W_w : 示方配合に示された単位水量 (kg/m³)

x : 3回の測定値の平均値

(ブリージング水のCIまたはNaCl換算塩化物濃度 (%))

a : 水を加えたことによる修正係数

W_t : 試料中の水量 (kg)

W_a : 軟らかくするために加える水の重量 (4kgの試料に対して200g程度)

M_t : 試料重量 (4kg程度)

W_c : コンクリートm³の重さ配合表により求める。

3. 測定

(1) 塩化物総量の測定はコンクリート打設前あるいは、グラウト注入前に行うものとする。

特に、フレッシュコンクリートの運搬時間などについては、JIS A 5308 (レデーミクスコンクリート) において規定されている値を超えないように工場の選定運搬計画、打設計画に留意しなければならない。

(2) 測定器具および測定方法については以下による。

① 測定器具

測定器は、その性能について財国土開発技術センターの評価を受けたもの(別表-1)を用いるものとする。

② 容器、その他の器具

測定に用いる容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されず、また測定結果に悪い影響をおよぼさない材質を有し、塩化物の付着がないように洗浄した後、表面の水分を取り除いたものを用いなければならない。

③ 測定方法

(1) 試料の採取

試料はJIS A 1115（まだ固まらないコンクリートの試料採取方法）に従い必要量を採取するものとする。

(2) 測定

採取した試料は、さじ等を用いて十分かくはんしたのち、それぞれ測定に必要な量を取りわけると、（1回の検査に必要な測定回数は、3回とし、判定はその平均値で行う。）

(3) コンクリート中の塩化物含有量の計算方式

3回の測定値の平均と、示方配合に示された単位数量により、コンクリート中の塩化物含有量を次式を用いて計算する。

$$C_w = k \cdot W_w \cdot x / 100$$

C_w : フレッシュコンクリート単位容積当たりの塩化物含有量
(kg/m^3 CI重量換算)

k : 測定器に表示される換算物質の違いを補正するための係数
(CIでは1.00, NaClでは0.607)

W_w : 示方配合に示された単位水量 (kg/m^3)

x : 3回の測定値の平均値
(ブリージング水のCIまたはNaCl換算塩化物濃度 (%))

4. 検査

- (1) 検査は、原則としてコンクリート打設場所で行う。ただし、現場技術者（請負者）が立ち合う場合はコンクリート製造工場で行うことができる。
- (2) 検査は、 $150m^3$ について1回の割合とし、コンクリート打設前に行うものとする。
- (3) 検査結果の判定は、検査ごとに行うものとし、それぞれの検査における3回の測定の平均値が、第2項1. に示している塩化物総量以下であることをもって合格とする。
なお、検査の結果不合格になった場合は、その運搬車のコンクリートの受け取りを

拒否するとともに次の運搬車から、毎回試験を行い、それぞれの結果が規制値を下回ることを確認した後、そのコンクリートを用いるものとする。

ただし、この場合塩化物総量が安定して規制値を下回ることが確認出来ればその後の試験は通常の頻度で行ってもよいものとする。

5. 測定記録

測定結果は様式-1により提出するものとする。また、測定値を後日確認できるように計器の表示部等ごとにカラー写真撮影して監督員に提出するものとする。

第2章 アルカリ骨材反応対応策

第3項 適用範囲

土木構造物の耐久性を確保するために、本工事で使用するコンクリート用骨材（粗骨材および山砂）に適用する。

ただし、仮設物等長期強度を有しないものは除く。

第4項 アルカリ骨材反応対策

1. 現場における実施の方法

(1) 現場でコンクリートを製造する場合

原則として、アルカリ骨材反応に対して安全と認められる骨材を使用する。ただし、現地における骨材事情および工事の工程等考慮し、使用できない場合は2. (2)～(4)のうちどの対策を用いるかを決めてから監督員に報告し、承諾を得なければならない。

(2) レデーミクストタンクリートを購入して使用する場合

原則として、アルカリ骨材反応に対して安全と認められる骨材を使用しているレデーミクストコンクリートを納入する。ただし、現場に供給しているレデーミクストコンクリート生産業者への骨材事情および工事の工程等考慮し、使用できない場合は2. (2)～(4)のうちどの対策を用いるかを決めてから監督員に報告し、承諾を得なければならない。

(3) コンクリート工場製品を使用する場合

① プレキャスト製品を購入して使用する場合は、製造業者に2. (1)～(4)のうちどの対策によっているかを報告させ適合しているものを使用するものとし、その記録を監督員に提出するものとする。

② 対象製品

土木用コンクリート製品の全品目。

③ 製品受入れ検査の方法

製造者の提出する書類で確認する。

④ 製造者の提出物

アルカリ骨材反応の抑制方法が次の何れかであることを表示するもの。

(1) 無骨材の使用

(2) 低アルカリセメントの使用

(3) 高炉セメントB種の使用

(4) 総アルカリ量 $3.0\text{kg}/\text{m}^3$ （またはセメントからのアルカリ量が $2.5\text{kg}/\text{m}^3$ ）以下

2. 検査の方法

(1) 安全と認められる骨材を使用する場合

① 信頼できる試験機関（注①）の行ったアルカリ骨材反応性試験（化学法またはモルタルバー法（注②））により無害であることを示す試験成績表により確認する。

② フレッシュコンクリートから骨材を取り出して上述の試験を行い無害であることを確認する。

(2) 低アルカリセメントを使用する場合

低アルカリ型セメントであることを示すミルシートにより確認するか、セメントのアルカリ量試験を行い確認する。

(3) 抑制効果のある混合セメントを使用する場合

高炉セメントB種またはC種であることを示すミルシートにより確認する。

また、高炉セメント以外の、混和剤を混入したセメントを用いる場合には、試験等によって抑制効果を確認する。

(4) コンクリート中の総アルカリ量を抑制する場合

① 防錆剤等使用量の多い混和剤を用いる場合

〔ミルシートに示されたセメントのアルカリ量（Na₂O換算値）×単位セメント量（配合表に示された値）+0.9×C₁（C₁は塩分測定値 kg/m^3 ）+混和剤中のアルカリ量〕が $3.0\text{kg}/\text{m}^3$ 以下であることを計算で確かめる。

② AE剤、AE減水剤等使用量の少ない混和剤を用いる場合

〔ミルシートに示されたセメントのアルカリ量（Na₂O換算値）×単位セメント量

(配合表に示された値)] が $3.0\text{kg}/\text{m}^3$ 以下であることを計算で確かめる。

注① 別紙参照

注② JIS A 5308附属書7,8 を参照

注③ アルカリ骨剤反応性試験表の有効機関は、試験結果報告日より6ヶ月とする。

3. 試験表等の提出

実施した対策および検査・確認して試験表はまとめて監督員に提出する。

コンクリート中の塩分測定表

様式－1

工事名 _____

請負者名 _____

測定者氏名				測定 番 号	測定値 (%) または 空欄	塩分量 (kg/m ³)
立会者氏名						
測定年月日		時刻		1		
工種				2		
コンクリートの 種類				3		
コンクリートの 製造会社名				計		
混和剤の種類		立米当り 使用量		平均 値		
セメントの種類				確 認 欄	○または×	印
単位水量						
測定器名						
備 考： 測定結果に対する処置を講じた事項等記入する。						

※塩分濃度を(%)で測定した場合は、次式で求める。単位水量×測定値÷100
 監督印は塩分量を確認し、確認欄に○(適)、×(不適)を記入し押印する。

別表－1 財国土開発情報センターの評価を受けた塩分測定器

交付 年月日	評価書番号	検知者名	測定器	測定原理	連絡先
61 10.20	860102号	古川産業(株)	塩分測定器 ソルターC-6	電極電流 測定法	技術部 橋田氏 0252-31-9333
〃	860202号	(株)小野田	塩分測定計 カンタブ	モール法	建材事業部 和泉氏 03-837-0912
〃	860302号	(株)東亜電波工業	塩分測定器 CS-10A	イオン 電極法	営業部科学機器グループ 03-202-0211 寺腰氏
〃	860402号	(株)堀場製作所	塩分濃度計 U-7CL	イオン 電極法	開発2部 大川氏 075-313-8121
〃	860501号	(株)東興科学研究所	塩分濃度計 SALT-99	イオン 電極法	製造2課 西谷氏 03-334-3481
〃	860601号	(株)東興科学研究所	塩分濃度計 SALT-9U	イオン 電極法	製造2課 西谷氏 03-334-3481
61 12.22	860701号	朝日ライフサイエンス(株)	SALMATE -100	電量鑑定法	住友セメント(株) 池上氏 03-296-9776
〃	860801号	光明理化学工業(株)	北川式塩分検知管 SL型	硝酸銀 鑑定法	営業企画室 島田氏 044-751-5511
62 3.2	870901号	(株)電気化学計器	塩分濃度計 PCL-1型	イオン 電極法	製造部第2課 武田氏 0422-53-5111 (内723)
〃	870101号	(株)理研計器	塩分濃度計 CL-1A	イオン選択 電極方式	研究部 磯部氏 03-966-1111
〃	870111号	笠原理化学工業(株)	塩分濃度計 CL-203型	イオン 電極法	技術部 笠原氏 0480-23-1781

アルカリ骨材反応性試験実施機関

【公的機関】

機 関 名	住 所	T E L
財日本建築総合研究所	大阪府吹田市藤白台 5-8-1 京都市伏見区中島前山町 24-2 兵庫県加古川市別府町新野辺 字畑下 1311-3	06-872-0391 075-622-0713 0794-35-5811
大阪府土木技術センター	大阪府堺市南田出井町西 1-1-10	0722-29-3321
財機械電子検査協会 中部事業所	愛知県西春日井郡師勝町 六字薬師寺字山浦 53-1	0568-23-3321
財東海技術センター	名古屋市名東区猪千石 2-710	052-771-5161
大阪工業大学 建築構造材料研究室	大阪市旭区大宮 5-16-1	06-952-3131
金沢大学工業学部 土木工学試験室	金沢市小立野町 2-40-20	0762-61-2101
広島大学工学部 構造材料試験室	広島市中区東千田町 1-1-89	082-241-1221
大阪市立大学工学部土木 材料環境工学研究所室	大阪市住吉区杉本 3-3-138	06-605-2651
国立舞鶴工業 高等専門学校土木学科	京都府舞鶴市字白屋 234	0733-62-5600

アルカリ骨材反応性試験実施機関

【民間機関】

機 関 名	住 所	T E L
オーシー エンジニアリング(株)	大阪市北区堂島浜2-1-11山要ビル 大阪市大正区南思加島 7-1-49	06-344-0971 06-551-1108
住友セメント(株) セメントコンクリート技術開発センター	東京都千代田区神田美土代町 1	03-296-9787
敦賀セメント(株) 敦賀工場品質管理課	福井県敦賀市泉 2-6-1	07702-2-1481
財姫路環境技術センター	兵庫県姫路市広畑区長町 1-12	0792-36-8888
電気化学工業(株) 青梅工場セメント原石部 セメント技術	新潟県頸城郡青梅町	0255-62-3111
(株)鴻池組技術研究所	大阪市此花区伝法 4-3-35	06-461-0262
(株)応用地学研究所	大阪府吹田市豊津町 18-20	06-385-3684
近畿コンクリート工業(株)	大阪府吹田市岸边南 1-2-1	06-382-7507
三菱セメント(株) 中央研究所	埼玉県横瀬村大字横瀬 2270	0494-23-9111
日本セメント(株) 中央研究所	東京都江東区清登 1-2-23	03-642-7171
(株)ソイル エンジニアリング	奈良県奈良市大宮町 6-425-1 中室ビル	0742-35-0066
徳山曹達(株) セメント建材センター	山口県徳山市御影町 1-1	0834-21-4258

特記仕様書

(1) モルタル吹付工

本工事は既設モルタル斜面の風化、法面と地山の空隙部への浸透水の侵入を防ぐことを目的とする。

1. 基面処理

浮石、植物などは除去し、湧水箇所は吹付モルタルに影響しないような方法で湧水処理を行う。

2. のり肩処理

のり肩は、その上方からの流下水が吹付モルタルの背面に影響しないように、必要に応じて100～300mm程度の巻き込み部を設ける。

3. 金網張工

金網は菱形金網 14#×50mm 目を使用し、地山の凸凹に馴染みよく設置して、弛まないようにφ16mm×400mm、φ9mm×200mmのアンカーピンで固定する。

ただし、強酸性度の部分は地山から2cm程度浮かせて設置する。

金網の継ぎ手は網目で1目以上重ねる。

のり方に巻き込み部を設けた箇所には金網も巻き込む。

4. 設計基準強度は15N/mm²以上とし参考として示方配合例を示す。

水・セメント比 W/C(%)	セメント量 (kg)	水量 (kg)	砂量 (kg)	砂の粗粒率 (F.M)	設計基準強度 (N/mm ²)
60	400	240	1542	2.5～3.1	15

砂の表面水量の測定は1日1回以上とする。ただし、日照、気温、降水などの気象の変化が著しい場合は1日2回以上とし、その都度水量、砂の補正を行って現場配合を決める。

吹付モルタルの塩化物の総量は0.3kg/m³(Cl-1重量)以下とする。

吹付モルタルの強度の確認は、現場に配置された長さ30cm×幅30cm×高さ20cm程度(施工法面で一部を15cm程度の厚さに施工しておいても良い)の型枠に工事で使用するモルタルを吹付け、現場で28日間放置後、φ5cmのコアを3本切り取ったもので、その平均値が設計基準強度以上とする。材齢7日で確認する場合は15N/mm²以上とする。

なお、吹付後にモルタルの強度が不足する箇所があった場合は、その箇所のハツリ、再施工を行う。強度の確認は50m³または3000m²ごとに行う。

5. 吹付モルタルの厚さは10cmとする。

(2) CB 注入工

本工事は既設モルタル吹付面と地山の間空隙部を充填することを目的とする。

1. 注入パイプ設置工

増圧終了後に、注入孔を既設モルタル斜面の浮き範囲において、4m² に1箇所配置する。パイプは SGP25A とし、設置に伴う削孔は削岩機、ハンドハンマー(削孔径φ38)等を使用する。

2. 空隙充填工

注入パイプ孔口にて圧力計により内部圧力を計測しながら、セメントベントナイト(CB)を無加圧で注入し、充填速度は10L/minを標準とする。

空隙充填工は注入材の流れ方向の閉塞を行いつつ、空隙の確実な注入を行う。注入順序は、のり面下部から上部方向へ、また、端部から中央方向に行うことを原則とする。注入完了の目安は圧力計の急激な上昇または近隣パイプからのリターンが確認されることとする。

設計基準強度は5N/mm²以上とし過去の実績を参考に配合例を示す。

ただし、現場にてテストピースによる圧縮強度試験を行った上で配合量を決定する。

ベントナイト量 (メッシュ250) (kg)	固化材量 (普通ポルトランドセメント) (kg)	水量 (kg)	設計基準強度 (N/mm ²)
50	300	886	5

(3) ロックボルト工

本工事は地盤強化により斜面を安定化させることを目的とする。

1. 使用材料

使用材料は以下の通りとする。

ネジ節棒鋼	SD345 D19 L=3.0m
-------	------------------

材料の亜鉛メッキ処理は以下の通りとする。

ネジ節棒鋼	JIS H 8641 2種 HDZ55
ナット	JIS H 8641 2種 HDZ35
プレート	JIS H 8641 2種 HDZ55
ワッシャー	JIS H 8641 2種 HDZ35

2. 削孔

クレーン式ドリル工法にて斜面直角方向を標準に削孔（径φ65）し、削孔位置は設計図面による。

3. 注入材

注入材の設計基準強度は 24N/mm² 以上とし、参考として示方配合例を示す。

水・セメント比 W/C(%)	セメントミルク量 (kg)	水量 (kg)	設計基準強度 (N/mm ²)
45	1230	554	24

4. 頭部処理

頭部はナットとプレートを用い、ネジ節棒鋼とモルタル吹付のり面を結合させて施工する。締め付けはナットとプレートが弛まない程度に人力により締め付けるものとする。

5. 確認試験

試験数は、全本数の3%以上、ただし、3本以上とする。最大試験荷重は設計荷重とし設計報告書を参照する。

特記仕様書

○ 施工体制台帳及び施工体系図について

1. 本仕様書は、建設工事請負契約を締結した工事に適用する。
2. 請負者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、下請け契約の総額が、建築一式工事は4500万円以上、それ以外の工事は3000万円以上となる場合、施工体制台帳（様式1）を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式により監督員に提出しなければならない。
3. 請負者は第2項の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図（様式2）を作成し、工事現場の見やすい場所（工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所）に掲げなければならない。また、請負者は、施工体系図を所定の様式により監督員に提出しなければならない。

施工体制台帳

作成特定建設業社名 (許可番号)

許可業種

1 発注者との契約、発注者から請け負った建設工事について

工 事 名		工事内容	
工 期		契約日	
発 注 者	(名称)	(住所)	
契約営業所	(名称)	(住所)	
	〔注〕契約書は、別添〇参照		
発注者の 監 督 員	(氏名)	(権限)	
	(意見申出方法)		
自 社 の 現場代理人	(氏名)	(権限)	
	(意見申出方法)		
監理技術者	(氏名)	(資格)	専任・非専任
	〔注〕監理技術者資格及び雇用関係の証明書は別添〇参照		
専門技術者	(氏名)	(資格)	(担当工事)
	〔注〕主任技術者資格及び雇用関係の証明書は別添〇参照		

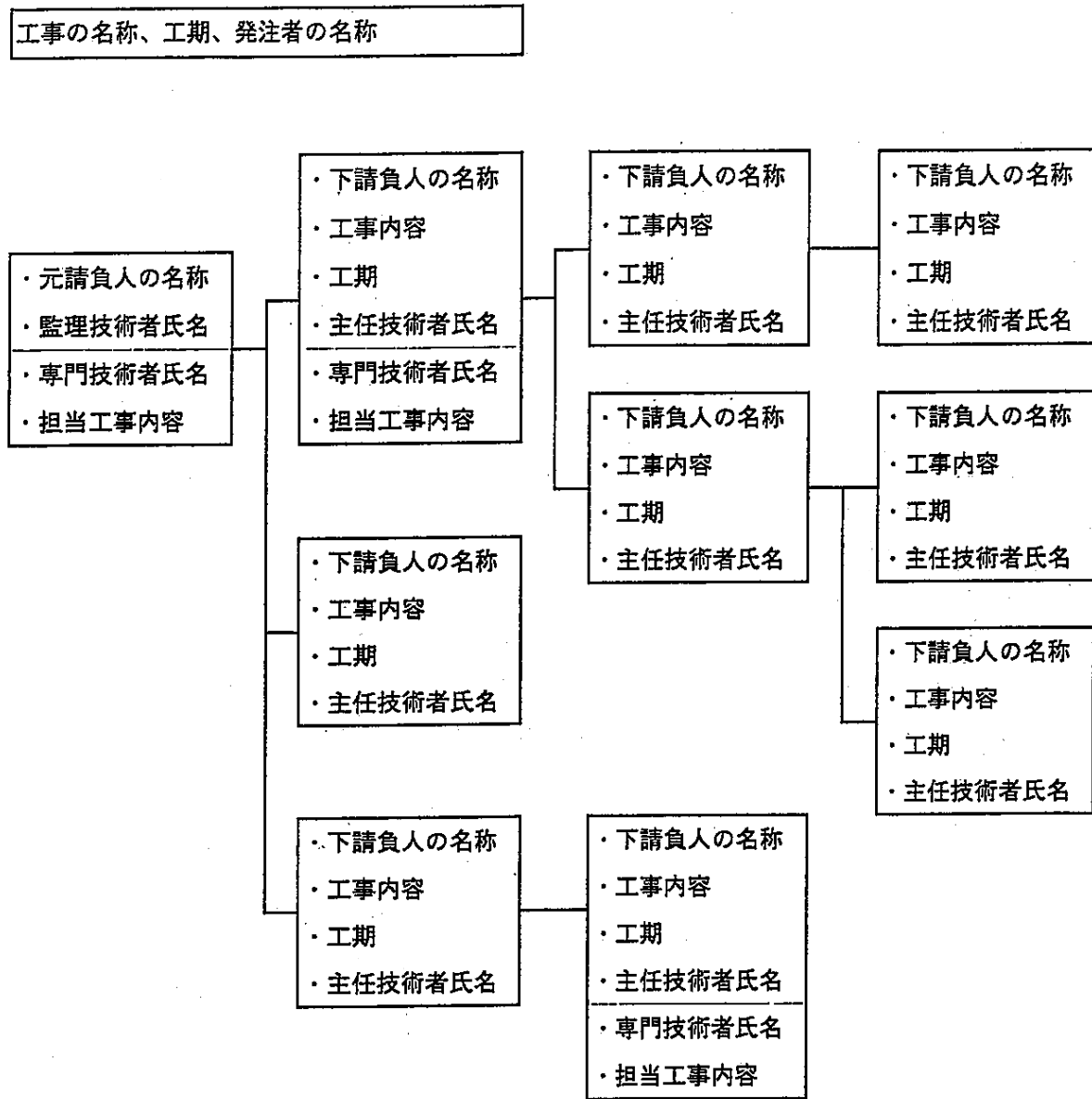
2 作成特定建設業者が請け負わせた建設工事について

受 注 者	(名称)	(住所)	
	(許可番号)	(施工に必要な許可業種)	
工 事 名		工事内容	
工 期		契約日	
自社の契約 取扱営業所	(名称)	(住所)	
	〔注〕契約書は、別添〇参照		
自 社 の	(氏名)	(権限)	
	(意見申出方法)		
受注者の 現場代理人	(氏名)	(権限)	
	(意見申出方法)		
主任技術者	(氏名)	(資格)	専任・非専任
専門技術者	(氏名)	(資格)	(担当工事)

3 他の建設業を営む者が請け負わせた建設工事について

別添〇の再下請負通知書及びその添付書類を参照。

施工体系図の記載事項



注1) 下請負人に関する表示は、現に施工中（契約書上の工期中）の者に限り行う。

注2) 主任技術者の氏名は、当該下請負人が建設業者であるときに限り行う。

注3) 専門技術者氏名及び担当工事内容は、監理技術者又は主任技術者に加えて別人の専門技術者をおく場合に限り行う。

特記仕様書

請負者は、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、工事实績情報サービス（CORINS）にもとづき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより提出しなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。

県営水道施設建設工事に伴う補償について

この仕様書は奈良県水道局が発注する工事を円滑に遂行するため、工事請負契約書第28条の規定による工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときの補償については、下記のとおり行うものとする。

記

1. 工事の施行について、第三者に損害を及ぼしたときの補償についてはすべて請負者が被害者と交渉し、責任をもって解決するものとする。
2. 前記1.のうち県の責に帰すべき事由に基づく場合は、県または県が指定した者（建築士等）により調査を行いこれに基づき請負者が、被害者と交渉するものとする。
これにより、解決したときには、請負者は関係書類（説明書、写真見積書、契約書または承諾書）を添えて県に報告することによってその補償費および鑑定手数料を県が負担するものとする。
3. 請負者は、補償事務を行わせるため工事現場に補償事務従事者を置き、契約後すみやかに補償事務従事者届（経歴書を添付したもの）を提出しなければならない。
4. 補償事務従事者は県と連絡をとりながら補償事務を処理しなければならない。

完成図書仕様書

第1項 適用範囲

本仕様書は、完成図書作成に適用する。

第2項 作成対象項目

1. 土木・建築工事（管含む）・・・・・・・・・・ 【土】
2. 弁類製作・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【弁】
3. 電気・計装・機械工事・・・・・・・・・・ 【設】

第3項 完成図書仕様

名称	規格	部数	摘要
原 図	CAD図面 (CD-R：正・副)	2部	【土】 【設】 【弁】
白焼き製本 (標準版)	A1→A2 背貼黒文字印刷背文字有	1部	【土】
白焼き製本 (縮小版)	A3→A4 背貼黒文字印刷背文字有	2部	【土】 【設】 【弁】

※ 製本の表紙、背部及びCD-R保管ケースには、工事名、竣工年月等を黒文字で記入すること。

第4項 必要項目と標準縮尺

- 【土】 a. 平面図 (1/500)
b. 縦断図 (水平1/500、垂直1/100)
c. 横断図 (1/100)
d. 詳細図 (1/100、1/200) ⇒ 必要な場合
e. 構造図 (弁室、躯体構造図)
f. 配筋図 (#)
g. 仮設図 ⇒ 杭、埋殺し矢板など地中に残る場合
(平面図、構造図内にも記入)

その他、監督員の指示するもの。

なお、平面図、横断図には極力

- ①管割 (鋼管、ダクタイル鋳鉄管)
- ②管種 (管径、管厚を含む)
- ③工法 (開削、推進、シールド) 等を記入すること。

- 【弁】 a. 位置図 (据付場所の明示)

- b. 製作仕様書
c. 設計検討書

その他、監督員の指示するもの。

- 【設】 a. 平面図 (据付、施工図含む)

- b. 配線図
c. 機器姿図

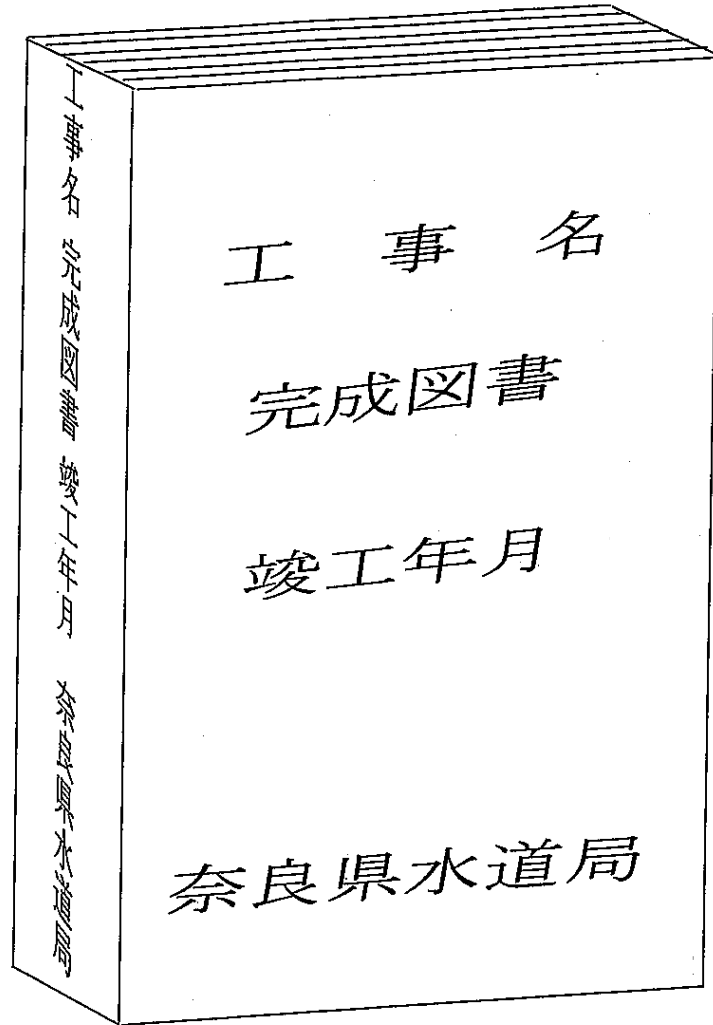
その他、監督員の指示するもの。

第5項 疑義の解釈

この仕様書に記載のない事項または疑義の生じた事項については、監督員の指示によるものとする。

(参考)

製本作成例



建設副産物の処理特記仕様書

1. 請負者は建設工事に係る再資源化等に関する法律（以下リサイクル法）の主旨を尊重し、廃棄物の処理に際してはリサイクル法に則り、適正に処理すること。

2. 再資源利用[促進]計画書・実施書の提出について
 - (1) 請負者は土砂、砕石又はアスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、別添の再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

 - (2) 請負者は建設発生土、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊又は建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、別添の再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

 - (3) 請負者は工事期間中の年度の2半期毎に（1）、（2）の計画書について実績を監督職員に報告するものとする。（リサイクル法第18条）

別表イ 再生資源利用計画書(実施書) - 建設資材搬入工事用 -

1. 工事概要

発注機関名	建設事務所	TEL	() () () () () ()
工事名	市役所庁舎新築	TEL	() () () () () ()
工事施工場所	市役所	TEL	() () () () () ()
工事開始年	2005年	TEL	() () () () () ()
工事完了年	2006年	TEL	() () () () () ()
発注者	建設事務所	TEL	() () () () () ()
受注者	建設事務所	TEL	() () () () () ()
設計者	建設事務所	TEL	() () () () () ()
監理者	建設事務所	TEL	() () () () () ()
施工者	建設事務所	TEL	() () () () () ()
発注者代表者	建設事務所	TEL	() () () () () ()
受注者代表者	建設事務所	TEL	() () () () () ()
設計者代表者	建設事務所	TEL	() () () () () ()
監理者代表者	建設事務所	TEL	() () () () () ()
施工者代表者	建設事務所	TEL	() () () () () ()

表面

2. 建設資材利用計画(実施)

注: コード*5~9は下記欄外のコードより数字を選択してください。

分類	小分類	規格	単位	数量	再生資源の供給元(供給元)	再生資材の種類	再生資材の供給元(供給元)	再生資源利用率 (%)
コンクリート	コンクリート	1. 普通コンクリート	m ³	100	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	95
		2. 高強度コンクリート	m ³	50	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	90
		3. 軽量コンクリート	m ³	20	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	85
		4. 高圧縮力コンクリート	m ³	10	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	80
		5. 特殊コンクリート	m ³	5	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	75
		6. 特殊高強度コンクリート	m ³	3	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	70
		7. 特殊高圧縮力コンクリート	m ³	2	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	65
		8. 特殊特殊コンクリート	m ³	1	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	60
		9. 特殊特殊高強度コンクリート	m ³	1	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	55
		10. 特殊特殊高圧縮力コンクリート	m ³	1	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	50
鉄筋	鉄筋	1. 普通鉄筋	t	50	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	95
		2. 高強度鉄筋	t	20	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	90
		3. 軽量鉄筋	t	10	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	85
		4. 高圧縮力鉄筋	t	5	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	80
		5. 特殊鉄筋	t	3	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	75
		6. 特殊高強度鉄筋	t	2	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	70
		7. 特殊高圧縮力鉄筋	t	1	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	65
		8. 特殊特殊鉄筋	t	1	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	60
		9. 特殊特殊高強度鉄筋	t	1	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	55
		10. 特殊特殊高圧縮力鉄筋	t	1	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	50
木材	木材	1. 普通木材	m ³	100	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	95
		2. 高強度木材	m ³	50	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	90
		3. 軽量木材	m ³	20	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	85
		4. 高圧縮力木材	m ³	10	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	80
		5. 特殊木材	m ³	5	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	75
		6. 特殊高強度木材	m ³	3	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	70
		7. 特殊高圧縮力木材	m ³	2	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	65
		8. 特殊特殊木材	m ³	1	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	60
		9. 特殊特殊高強度木材	m ³	1	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	55
		10. 特殊特殊高圧縮力木材	m ³	1	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	再生資源(1) 再生資源(2)	50

再生資源の供給元について

1. 再生資源(1) 再生資源(2)

2. 再生資源(3) 再生資源(4)

3. 再生資源(5) 再生資源(6)

4. 再生資源(7) 再生資源(8)

5. 再生資源(9) 再生資源(10)

6. 再生資源(11) 再生資源(12)

7. 再生資源(13) 再生資源(14)

8. 再生資源(15) 再生資源(16)

9. 再生資源(17) 再生資源(18)

10. 再生資源(19) 再生資源(20)

再生資源の供給元について

1. 再生資源(1) 再生資源(2)

2. 再生資源(3) 再生資源(4)

3. 再生資源(5) 再生資源(6)

4. 再生資源(7) 再生資源(8)

5. 再生資源(9) 再生資源(10)

6. 再生資源(11) 再生資源(12)

7. 再生資源(13) 再生資源(14)

8. 再生資源(15) 再生資源(16)

9. 再生資源(17) 再生資源(18)

10. 再生資源(19) 再生資源(20)

再生資源の供給元について

1. 再生資源(1) 再生資源(2)

2. 再生資源(3) 再生資源(4)

3. 再生資源(5) 再生資源(6)

4. 再生資源(7) 再生資源(8)

5. 再生資源(9) 再生資源(10)

6. 再生資源(11) 再生資源(12)

7. 再生資源(13) 再生資源(14)

8. 再生資源(15) 再生資源(16)

9. 再生資源(17) 再生資源(18)

10. 再生資源(19) 再生資源(20)

再生資源の供給元について

1. 再生資源(1) 再生資源(2)

2. 再生資源(3) 再生資源(4)

3. 再生資源(5) 再生資源(6)

4. 再生資源(7) 再生資源(8)

5. 再生資源(9) 再生資源(10)

6. 再生資源(11) 再生資源(12)

7. 再生資源(13) 再生資源(14)

8. 再生資源(15) 再生資源(16)

9. 再生資源(17) 再生資源(18)

10. 再生資源(19) 再生資源(20)

特定建設資材について

分類	例示
特定建設資材であるもの	木材（繊維板等を含む）、コンクリート、アスファルト・コンクリート等
特定建設資材ではないもの	モルタル、アスファルト・ルーフィング等

（具体例）

資材名	規格	判定	特定建設資材
PC版	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート平板・U字溝等二次製品		○	コンクリート
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート
軽量コンクリート		○	コンクリート
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
ALC版	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング（押し出し形成版）	JIS A 5422	×	
普通れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板（スレート）	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
改質アスファルト舗装		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材（構造用集成材）	JAS	○	木材
繊維板（インシュレーションボード）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（MDF）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（ハードボード）	JIS A 5905	○	木材
木質系セメント板（木毛・木片）	JIS A 5404	×	
竹		○	木材
樹脂混入木質材（ハウスメーカー製品）		×	

○：特定建設資材

×：特定建設資材ではないもの

建設業者の皆さまへ

1、マニフェスト制度について

廃棄物処理法が改正され平成10年12月1日よりすべての産業廃棄物にマニフェスト（産業廃棄物管理票）制度が適用されることになりましたので、次のことにご留意下さい。

- マニフェスト制度とは産業廃棄物の処理を委託する場合、排出事業者、収集運搬業者、処分業者がそれぞれ廃棄物の処理において適正に処理されたかを確認する制度で不適正な処理を防止するためのシステムです。
- 産業廃棄物の処理を処理業者に委託をする全ての事業者はマニフェストを交付しなければなりません。
- 交付されたマニフェストは各々の処理（収集運搬や中間処理又は最終処分）が終了するとその写しが送付されますので確認して下さい。
- マニフェストを交付した事業者は、年に1回、別紙様式にて事業所所在の管轄保健所へ報告して下さい。
なお、マニフェスト用紙は、(社)奈良県産業廃棄物協会、または、奈良県建設業協会にて取り扱っています。

2、産業廃棄物の適正処理のために

産業廃棄物を適正に処理するため、産業廃棄物を排出されている事業者の皆さまは次のことについてご協力をお願いいたします。

- 産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合は、奈良県知事の許可を受けた処理業者でなければ処理の委託ができません。適正処理を確保するため許可の有無及び許可内容を確認のうえ委託して下さい。
- 廃棄物の最終処分場は「安定型処分場」と「管理型処分場」があり、処理するものがそれぞれ異なっています。おおよそ次のとおりです。
*安定型処分場は、腐敗・変質しない廃棄物（金属くず、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック等「安定型物」）を埋め立てるところです。
*管理型処分場は、腐敗・変質により管理を要する廃棄物（木くず、紙くず、繊維くず等「管理型物」）を埋め立てるところです。
- 廃棄物の適正な処理をおこなうため、排出段階で「安定型物」と「管理型物」を分別していただくことが最終処分を行うための重要な要素です。そのため排出事業者の皆様方のご協力が必要です。

詳しいことは、次のところにお問い合わせください。

- ・奈良県廃棄物対策室（0742-22-1101）または最寄りの保健所
- ・(社団法人)奈良県産業廃棄物協会（07443-3-8800）
- ・(社団法人)奈良県建設業協会（0742-22-3338）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）

奈良県知事又は奈良市長 殿

平成 年 月 日

報告者

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業種		電話番号					
事業場の所在地									
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の氏 名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の氏 名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日まででに交付した産業廃棄物管理票について6月30日まで提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめて提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 運搬先には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬先又は処分委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に
係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合は、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成19年度）

奈良県知事殿

平成20年6月1日

報告者

住所 奈良市登大路町30

氏名 株式会社奈良建設 代表取締役 奈良太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 0742-27-8747

事業場が奈良市内の場合
は提出先は奈良市長にな
ります

産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成19年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	株式会社奈良建設 五條営業所		業種	E06
事業場の所在地	五條市本町3-1-13		電話番号	07472-2-3051
				総合工業

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の氏 名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の氏 名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	1 t	1枚	2900000000	株式会社葛城産 廃運送	奈良県大和高田市大中 98-4	2920000000	郡山環境保全有 限会社	奈良県大和郡山市植期 町3-16
2	がれき類	15 t	4枚	2910000000	有限会社桜井産 廃運送	奈良県桜井市栗殿10 00	2930000000	吉野環境保全株 式会社	奈良県吉野郡下市町新 住15-3
3									
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地在一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 運搬先又は日本標準産物分類の中分類を記入すること。
- 運搬先又は処分委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に
係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は委託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬委託者又は再委託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格 A列4番）

(別添1)

日本標準産業大・中分類一覧 (平成14年3月改訂)

A 農業

01 農業

B 林業

02 林業

C 漁業

03 漁業

04 水産養殖業

D 鉱業

05 鉱業

E 建設業

06 総合工事業

07 職別工事業 (設備工事業を除く)

08 設備工事業

F 製造業

09 食料品製造業

10 飲料・たばこ・飼料製造業

11 繊維工業 (衣服, その他の繊維製品を除く)

12 衣服・その他の繊維製品製造業

13 木材・木製品製造業 (家具を除く)

14 家具・装備品製造業

15 パルプ・紙・紙加工品製造業

16 印刷・同関連業

17 化学工業

18 石油製品・石炭製品製造業

19 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)

20 ゴム製品製造業

21 なめし革・同製品・毛皮製造業

22 窯業・土石製品製造業

23 鉄鋼業

24 非鉄金属製造業

25 金属製品製造業

26 一般機械器具製造業

27 電気機械器具製造業

28 情報通信機械器具製造業

29 電子部品・デバイス製造業

30 輸送用機械器具製造業

31精密機械器具製造業

32その他の製造業

G電気・ガス・熱供給・水道業

33電気業

34ガス業

35熱供給業

36水道業

H情報通信業

37通信業

38放送業

39情報サービス業

40インターネット附随サービス業

41映像・音声・文字情報制作業

I運輸業

42鉄道業

43道路旅客運送業

44道路貨物運送業

45水運業

46航空運輸業

47倉庫業

48運輸に附帯するサービス業

J卸売・小売業

49各種商品卸売業

50繊維・衣服等卸売業

51飲食料品卸売業

52建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

53機械器具卸売業

54その他の卸売業

55各種商品小売業

56織物・衣服・身の回り品小売業

57飲食料品小売業

58自動車・自転車小売業

59家具・じゅう器・機械器具小売業

60その他の小売業

K金融・保険業

61銀行業

62協同組織金融業

63郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関

64貸金業、投資業等非預金信用機関

65証券業、商品先物取引業

66補助的金融業，金融附帯業

67保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）

L 不動産業

68不動産取引業

69不動産賃貸業・管理業

M 飲食店，宿泊業

70一般飲食店

71遊興飲食店

72宿泊業

N 医療，福祉

73医療業

74保健衛生

75社会保険・社会福祉・介護事業

O 教育，学習支援業

76学校教育

77その他の教育，学習支援業

P 複合サービス事業

78郵便局（別掲を除く）

79協同組合（他に分類されないもの）

Q サービス業

80専門サービス業（他に分類されないもの）

81学術・開発研究機関

82洗濯・理容・美容・浴場業

83その他の生活関連サービス業

84娯楽業

85廃棄物処理業

86自動車整備業

87機械等修理業（別掲を除く）

88物品賃貸業

89広告業

90その他の事業サービス業

91政治・経済・文化団体

92宗教

93その他のサービス業

94外国公務

R 公務（他に分類されないもの）

95国家公務

96地方公務

S 分類不能の産業

99分類不能の産業

(別添2)

産業廃棄物の種類一覧

	産業廃棄物の種類	具 体 例	
1	燃え殻	石炭がら, 焼却灰, 炉清掃排出物, 廃活性炭等	
2	汚泥	排水処理汚泥, メッキ汚泥, 研磨かす, 建設系汚泥, 生コン残さ, 製造工程から出る泥状物 等	
3	廃油	廃潤滑油, 廃切削油, アルコール等の廃溶剤, 廃ター ールピッチ, 固形石鹼 等 (特管廃油を除く)	
4	廃酸	廃硫酸, 廃塩酸, 廃定着液 等 (特管廃酸を除く)	
5	廃アルカリ	廃ソーダ液, 廃アンモニア液, 廃現像液, 金属石鹼 廃液, 自動車不凍液 等 (特管廃アルカリを除く)	
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず, 合成繊維くず, 発泡スチロールくず, 廃タイヤ 等	
7	紙くず	紙, 板紙のくず 等	紙・紙加工品製 造業, 印刷出版 業等
		新築, 改築, 増築, 除去等に伴う 紙くず	建設業
8	木くず	木材片, おがくず, パーク類 等	木材, 木製品製 造業, パルプ製 造業等
		新築, 改築, 増築, 除去等に伴う 木くず	建設業
9	繊維くず	木綿・羊毛等の天然繊維くず	繊維工業 (縫製 を除く)
		新築, 改築, 増築, 除去等に伴う 繊維くず	建設業
10	動植物性残さ	のりかす, 醸造かす 等	食料品, 医薬品 製造業 等
11	動物系固形不要物	牛, 豚・食鳥等の不可食部分等の 不要物	と畜場, 食鳥処 理業
12	ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る (廃タイヤは 廃プラスチック類)	
13	金属くず	空き缶, 鉄くず, 非鉄金属くず, 半田かす, 切削く ず 等	

14	ガラスくず等	空き瓶, 板ガラスくず, 陶磁器くず (レンガ, かわら, タイル), 石膏ボード, ALC板, スレート版, サイディング板等 コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品のU字溝 等 *コンクリートくずは工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く	
15	鋳さい	高炉, 平炉, 転炉, 電気炉等の残さ, 鋳物廃砂, 不良鋳石, ポタ, キューボラのノロ 等	
16	がれき類	工作物の新築, 改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片, モルタル片, アスファルトコンクリート片 その他これに類する不要物	
17	動物のふん尿	牛, 馬, 豚, にわとり等のふん尿	畜産農業, 畜産類似業
18	動物の死体	牛, 馬, 豚, にわとり等の死体	畜産農業, 畜産類似業
19	ばいじん	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設及び産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの(電気集じん器捕集ダスト, 集じん器捕集ダスト)	
20	13号廃棄物	上記1~19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって, これらに該当しないもの(コンクリート固型化物等)	
21	輸入された廃棄物		
22	航行廃棄物	船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の者の日常生活に伴って生じたごみ, し尿その他の廃棄物	
23	携帯廃棄物	入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみ, し尿その他の廃棄物	
24	特管廃油	燃焼しやすい廃油 (揮発油類, 灯油類, 軽油類等 概ね引火点70℃未満の廃油)	
25	特管廃酸	著しい腐食性を有するもの (pH 2.0 以下)	
26	特管廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの (pH 12.5 以上)	

27	感染性産業廃棄物	医療関係機関等から発生し、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している又はこれらのおそれのある血液及び血液等が付着した注射針等の廃棄物
28	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
29	PCB汚染物	<ul style="list-style-type: none"> ・PCBが塗布され、若しくは染み込んだ紙くず ・PCBが染み込んだ木くず及び繊維くず ・PCBが付着し、若しくは封入された廃プラスチック類及び金属くず ・PCBが付着した陶磁器くず
30	PCB処理物	<p>廃PCB等、PCB汚染物を処理したもので、基準を超えるPCB処理物</p> <p>基準 廃油：0.5mg/kg 廃酸・廃アルカリ：0.03mg/リットル 廃プラスチック類・金属くず：付着していない、または封入されていない その他：0.003mg/リットル</p>
31	廃石綿等	建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等、石綿が付着しているおそれのあるもの（防じんマスク等）、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設によって集められたもの等
32	有害産業廃棄物	特定施設から排出されたもので、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）に定められた溶出試験あるいは含有試験により、溶出または含有する有害物質の量が判定基準（省略）を超えるもの
33	指定有害廃棄物	硫酸ピッチ

(別添3)

産業廃棄物の体積から重量への換算係数(参考値)

	産業廃棄物の種類	換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック類	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	動植物性残さ	1.00
11	動物系固形不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず等	1.00
15	鉋さい	1.93
16	がれき類	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	13号廃棄物	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

【註1】上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数(t/立米。)

【註2】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【註3】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠。

【註4】「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

特記仕様書 建設廃棄物の処分地

1. 廃棄物の処分地は以下によること。

種別	処分地名称	連絡先	処分地所在地
Co有筋	榑西岡組	0745-83-0330	宇陀市大宇陀区野衣字池田 254-2, 256-2, 256-1
アスファルト殻	榑西岡組	0745-83-0330	宇陀市大宇陀区野衣字池田 254-2, 256-2, 256-1
木くず	(有) 飛鳥環境開発	0744-24-5324	宇陀市大宇陀区大東 88-9

2. 1の処分場を変更する場合は監督員の承認を得ること。